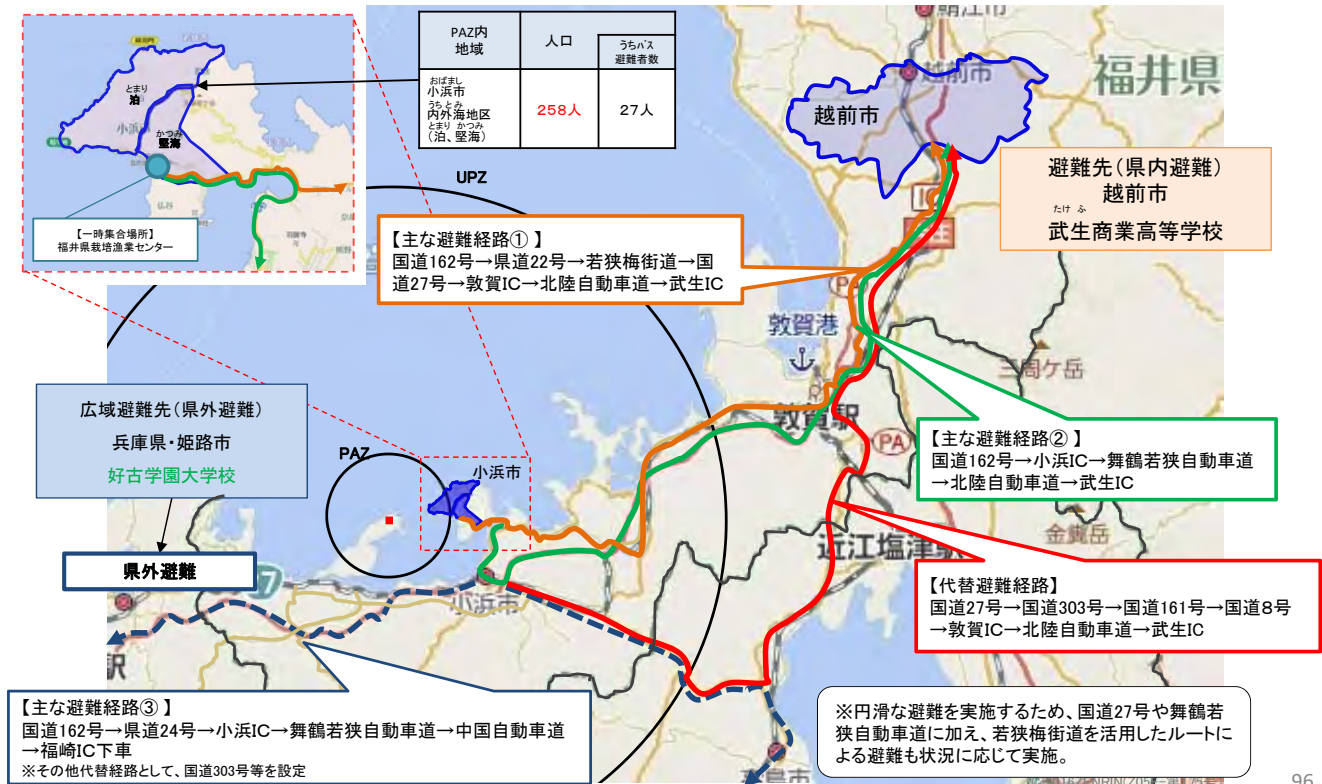


小浜市内外海地区（泊・堅海）から避難先施設までの主な経路

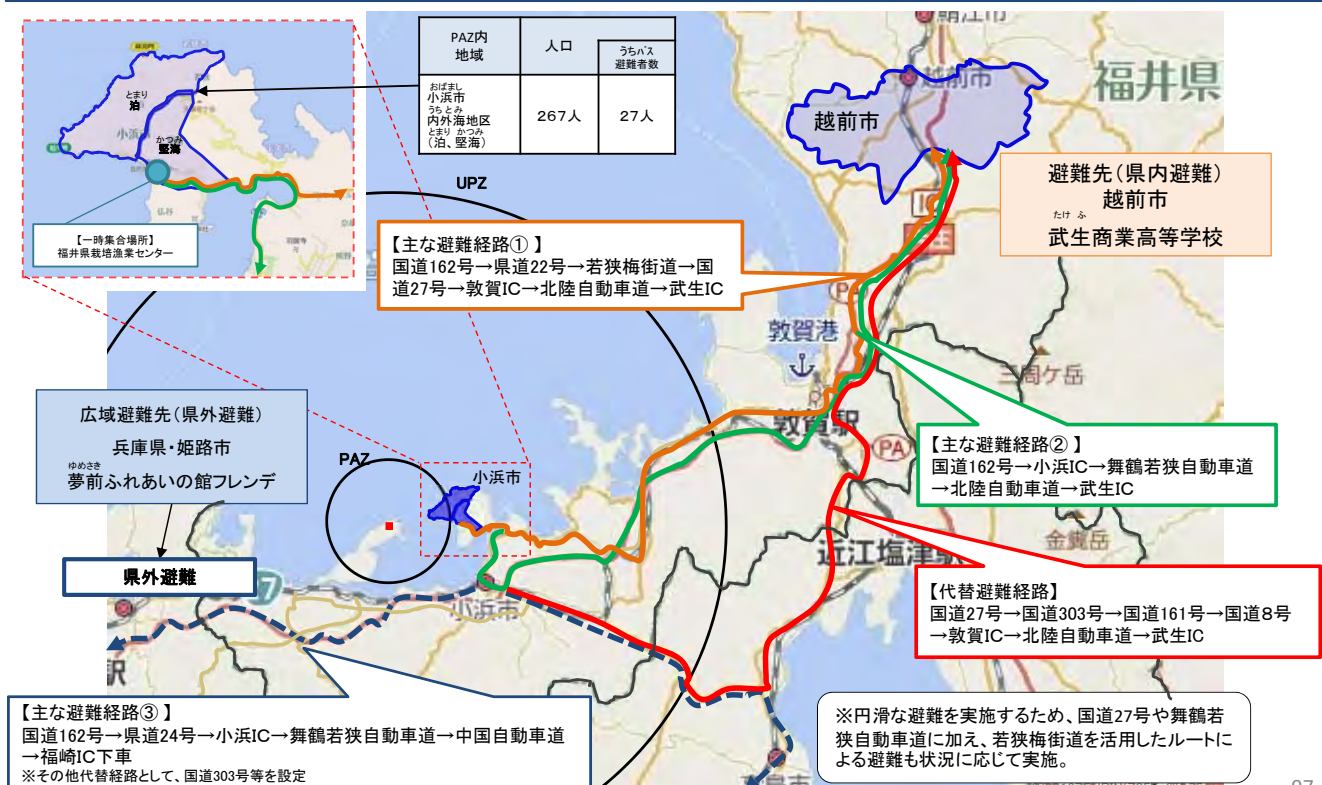
- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で、避難先まで避難を実施。



96

小浜市内外海地区（泊・堅海）から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で、避難先まで避難を実施。



97

避難を円滑に行うための対応策

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

大飯地域における交通対策

1. 交通誘導対策

主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

2. 交通広報対策

- 道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- 日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
- 県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報等

3. 交通規制対策

- 混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
- 信号機の減灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。
- 一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対応。

4. 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業

- 避難経路上の改善を行う等、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に行うための取組みを実施。



100

避難を円滑に行うための対応策

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

大飯地域における交通対策

1. 交通誘導対策

- 主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

2. 交通広報対策

- 道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- 日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
- 県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報等

3. 交通規制対策

- 混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
- 信号機の減灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。

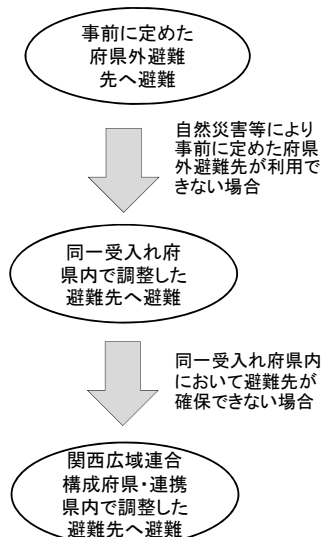


101

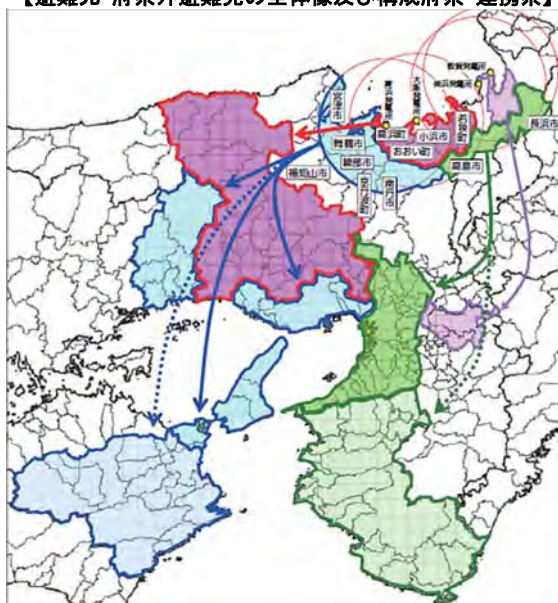
自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県、京都府及び滋賀県では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合には、同一受入れ府県内において、必要な受入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【府県外避難先の多重確保】



【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合 の構成府県・連携県

構成府県	連携県
滋賀県※ 京都府※ 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	福井県※ 三重県 鳥取県

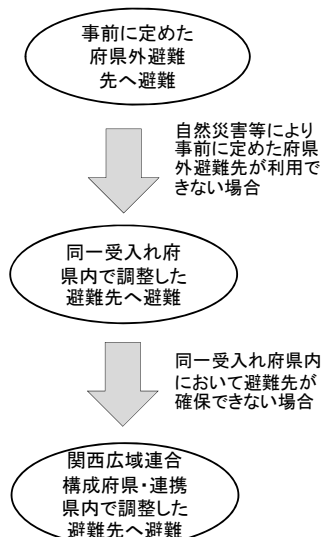
※滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

102

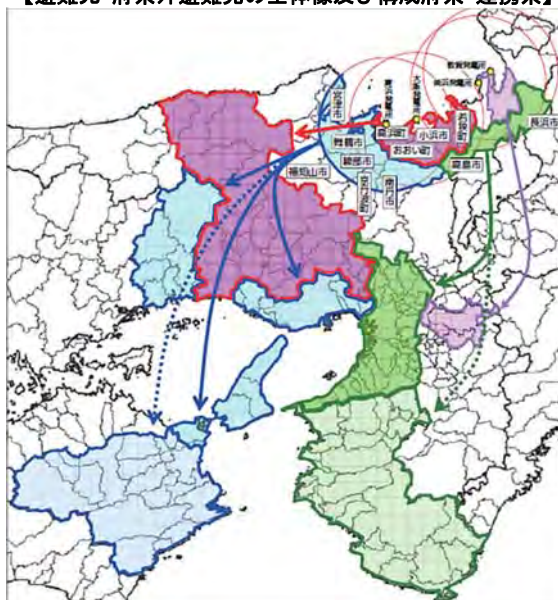
自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県、京都府及び滋賀県では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合には、同一受入れ府県内において、必要な受入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【府県外避難先の多重確保】



【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合 の構成府県・連携県

構成府県	連携県
滋賀県※ 京都府※ 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	福井県※ 三重県 鳥取県

※滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

103